

税務相談室

資産損失

北海道医師会顧問税理士 中村 孝一

質問

1. 類焼によって診療所が全焼してしまいましたが、この損失はどのように取り扱われますか。
2. 診療所として使用していた建物が火災のため焼失してしまいましたが、保険を掛けてあったので、建物の損害額より保険金として受け取った金額が上廻り、利益が生じました。この場合の利益はどのように取り扱われますか。
また、受け取った保険金に手持資金の一部を加えて診療所を新築しましたが、この場合の診療所の取得価額は、どのようになりますか。
3. 昨年の12月に診療所用建物が類焼しましたが、幸い火災保険を掛けていましたので、実質的な損害額は少なく済みそうです。
ところで、昨年末現在、保険金の額が確定していないのですが、資産損失の金額を計算する場合、どのようにしたらよいでしょうか。

回答

1. 保険金等で補てんされる部分を除き、必要経費となる。

事業のために使用していた固定資産について、取壊し、除却、滅失（その資産の損壊によって生じた価値の減少を含みます）その他の事由によって損失が生じた場合には、その損失の金額のうち、保険金、損害賠償金やこのようなものに類するものによって補てんされる部分の金額を除いた金額（これを「資産損失の金額」といいます）は、資産の譲渡や譲渡に関連して生じたものを除き、損失が生じた年分の事業所得の必要経費となります。

この場合の損失の金額は、その損失の基因となった事実の、発生直前のその資産の未償却残高（その資産の取得価額から減価償却費の累積額を差し引いた金額をいいます）から、その損失の基因となった事実の発生直後におけるその資産の時価と、発生資材の時価の合計額を差し引いた金額となります。すなわち、算式で示しますと、次のとおりとなります。

$(\text{被災等直前の未償却残高}) - \{(\text{被災直後の時価}) + (\text{発生資材の時価})\} - (\text{保険金} \cdot \text{損害賠償金})$

等）＝資産損失の金額

なお、このようにして計算した損失の金額が、その年分の所得の金額（その損失の金額を含めなくて計算した金額）より大きいときには、所得は赤字となりますが、それがご質問のように災害により生じたものであるときは、その赤字（「被災事業用資産の損失の金額」といいます）は、その損失の生じた年分の翌年以降3年間の、それぞれの年分の所得を計算する上で繰り越して控除できます。

2. いわゆる保険差益は非課税となり、新築に要した実際の支出額が取得価額となる。

事業のために使用している固定資産について損害を受けた場合、必要経費に算入される資産損失の金額は、損失の金額のうち、保険金、損害賠償金、その他これらに類するものにより補てんされる部分の金額を除いた金額とされています。したがって、ご質問の場合は、いわゆる保険差益が生じているというのですから、必要経費に算入できる資産損失の金額はないことになります。

また、損害保険契約に基づき支払われる保険金や損害賠償金で、突発的な事故によって資産に加えられた損額に基づいて取得するものについては、所得税は非課税とされていますから、ご質問の場合の保険差益についても、課税されません。

さらに、新築した診療所の取得価額については、その取得資金が受取保険金であるかまたは手持資金であるかを問わず、取得するために実際に要した金額がその取得価額となります。

3. 保険金等の見積額に基づいて資産損失の金額を計算する。

資産損失の金額を計算する場合、保険金や損害賠償金などによって補てんされる部分の金額がある場合には、このような金額は除外することとなりますが、その保険金等の額が損失の生じた年分の確定申告書を提出する時までには確定しない場合には、その保険金等の見積額に基づいて損失額を計算することに取り扱われています。

そして、保険金等を見積もって損失額を計算した場合において、後日その保険金等の確定額と見積額とが異なることとなったときには、損失の生じた年分に遡及して損失の金額を訂正することとなります。

したがって、ご質問の場合には、保険金の額を火災によって診療所建物に受けた損害の程度や、その保険契約に基づく保険金などから見積もって、資産損失の金額を計算することとなります。

なお、損失の生じた年分に遡及して資産損失の金額を計算し直す場合には、修正申告書の提出または更正の請求書の提出によって、これを行うこととなります。